

私たちは、「コロナ禍の経済危機だからこそ、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現、中小企業支援の抜本的な強化」を求めます！

1. 現行の最低賃金制度と地域間格差の拡大

(1) 最低賃金制度とは？

最低賃金は、この金額未満で人を働かせると、その事業主は 50 万円以下の罰金が科せられるという法律に基づいた時間給です。最低賃金法(昭和 34 年)では、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

現行の最低賃金制度は、各都道府県の地方最低賃金審議会の審議に基づき、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定する当該都道府県の全ての労働者に適用される最低賃金である地域別最低賃金と、一定の事業または職業に係る最低賃金である特定最低賃金によって構成され、原則となるのは地域別最低賃金です。1968 年(昭和 43 年)に法改正されましたが、その大枠に変化はありません。地域別最低賃金は、「1. 地域における労働者の生計費、2. その賃金、3. 通常の事業の賃金支払能力、を考慮して定められなければならない」とされています。

大企業を中心にそれまで正規労働者が担ってきた仕事をパートやアルバイト、派遣など非正規労働者への置き換えが進み、低賃金労働者が急増していく中で、最低賃金制度が*セーフティネット (*個人や企業に経済的なリスクが発生したとき、最悪の事態から保護するしくみ) として一層機能することが求められ、2007 年(平成 19 年)の法改正では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」との条項が設けられました。これは、「最低賃金は生活保護基準を下回ってはならないこと」であると、当時の厚生労働大臣は国会答弁しています。

(2) 目安制度が導入された経緯

1975 年(昭和 50 年)3 月には、当時の野党四党(日本社会党、日本共産党、公明党、民社党)は、「本来、最低賃金は、労働条件に関する*ナショナル・ミニマム (*国家が国民に対して保障する最低限の生活水準) の重要な一環をなすものとして、中央で決定すべき」であるとして、全国一律最低賃金制度の導入を含む最低賃金法の改正案を国会に提出しましたが、審議未了廃案となりました。

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金制度に関して「今日なお地域間、産業間等の賃金格差がかなり大きく存在し、したがって依然として地域特殊性を濃厚に持つ低賃金の改善に有効」とする反面、「最低賃金の決定について全国的な整合性を常に確保する保障に欠けることも否定しえない」とし、毎年、都道府県を数等のランクに分け、最低賃金の改定についての「目安」を作成し、一定の時期までに地方最低賃金審議会に提示するとしました(昭

和 52 年 12 月)。1978 年(昭和 53 年)以降、中央最低賃金審議会は、同審議会に設けられる目安に関する小委員会において、「全都道府県を A～D の 4 つのランクに分けて、ランクごとの引上額の目安を検討し、毎年 7 月下旬に、労働大臣ないし厚生労働大臣に答申する。各地の地方最低賃金審議会においては、この答申を参考として、各労働局長に対し、地域別最低賃金の額を答申する」という「目安制度」と呼ばれる枠組みが定着しました。

(3) 目安制度の実施とその限界

目安制度の導入後、しばらくは最低賃金額の地域間の格差は縮小する傾向にありましたが、近年は地域間の格差が拡大する傾向にあり、1978 年(昭和 53 年)の目安制度の導入時とほぼ同水準となってしまいました。2019 年(令和元年)は、同最高額は東京都の 1,013 円であるのに対し、同最低額は九州地方 7 県を中心とする 15 県の 790 円で、その差額は 223 円となり、前年と比較して 1 円縮小したものの、格差率は 78.0%と拡大基調が続いています。

最低賃金の差額と格差率

年	最高額地方:金額(円)	最低額地方:金額(円)	差額(円)	格差率(%)
1978	東京:365	青森等 5 県:279	86	76.4
1988	東京:508	鹿児島等 3 県:428	80	84.3
1998	東京:692	宮崎:589	103	85.1
2008	東京:766	鹿児島等 3 県:627	130	81.9
2018	東京:985	鹿児島:761	224	77.3
2019	東京:1,013	九州等 7 県:790	223	78.0

以上の実態に照らした場合、目安制度は、地域間の最低賃金額の格差を是正するという意味では、有効に機能しなくなっています。

2. 最低賃金法の改正により、労働者の生計費が補強

(1) 全国どこでも変わらない労働者の生計費

2007 年(平成 19 年)7 月 1 日の施行された改正最低賃金法には、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、*労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう(*憲法 25 条)、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」を明記して、最低賃金の水準を明確にしました。しかし、基準となる生活保護は、老齢加算、母子加算の削減・廃止が強行され、生活扶助基準まで引き下げられました。しかも、政府・厚生労働省は、生活保護を求める住民に「水際作戦」として生活保護の受給を狭める方向を強めています。その結果、生活保護以下の人々が増え続け、そのことがまた生活保護基準を引き下げる「貧困の連鎖」が生まれています。今や日本には最低生活基準が存在していない状態です。最低生活の底支えが破壊されているなかで、私たちは労働組合自身による「働く者の健康で文化的な最低限度の生活を営む」ための「岩盤」である最低生計費を明らかにすることを目的に、「最

低生計費試算」調査を行いました。

具体的には、食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保健医療費、交通・通信費、教養娯楽費等、労働者の生活に最低必要と考えられる費用を試算したところ、その金額は月額 22～24 万円(租税公課込み)となり、都市部か地方かによってほとんど差がありませんでした。これは、地方では都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限され、通勤その他の社会生活を営むには自動車の保有を余儀なくされるためです。ちなみに、月額 22～24 万円という水準は、月に*173.8 時間 (*中央最低賃金審議会 で用いる法定の最も長い所定内労働時間。一般的な労働者の所定内時間は 150 時間) 働くと仮定した場合、時間給に換算すると 1,300～1,400 円に相当し、現在の全国加重平均額である 901 円を大幅に上回ります。

最低生計費試算調査 25 歳単身者(男性)の場合 ～全労連調べ～ 単位円

地方	月額	月 150 時間換算	月 173.8 時間換算
北海道	224,983	1,500	1,295
青森	216,083	1,441	1,243
秋田	216,944	1,446	1,248
岩手	228,664	1,524	1,316
山形	220,284	1,469	1,267
宮城	221,091	1,474	1,272
福島	221,972	1,480	1,277
埼玉	241,879	1,613	1,392
新潟	242,005	1,613	1,392
静岡	246,659	1,644	1,419
愛知	226,945	1,513	1,306
京都	245,785	1,639	1,414
山口	241,740	1,612	1,391
福岡	227,536	1,517	1,309
長崎	224,792	1,499	1,293
鹿児島	237,558	1,584	1,367

(2) 最低賃金は最低生計費以上に

現行最低賃金法は、地域別最低賃金の決定に当たって、労働者の生計費のほかに賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮要素としていますが、賃金や企業の支払能力の差異は、賃金構造基本統計調査等のデータによれば、「地域」による差異よりも企業規模や産業、職種による差異の方が大きくなっています。

例えば、医療や福祉の分野においては、若干の地域加算を除けば、病院や介護施設は全国

一律の診療報酬あるいは介護報酬の基準に基づいて経営されており、基本的に企業ごとの支払能力が地域によって大きく異なることはないはずです。

そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回することは許されません。「最低生計費試算」調査からも、労働者の生計費に地域間格差はほとんど存在しないことは明らかです。少なくとも最低生計費を上回る金額を確保することが必要であり、地域の賃金額や通常の事業の支払能力を考慮したとしても、最低生計費を下回することは認められません。

3. 全国一律最低賃金制を取り巻く状況

(1) 諸外国の多くが全国一律最低賃金

現在、イギリスやフランス、ドイツ、イタリア、韓国等では、いずれも既に全国一律最低賃金制度が実施されています。日本以外の先進主要7か国(G7)において全国一律最低賃金制が導入されていないのは、カナダだけです。

アメリカでは1938年に制定された厚生労働基準法（連邦法）によって、アメリカ全土に適用する「連邦最低賃金」が定められています。連邦最低賃金は現在時給7.25ドルです。一方、これとは別に、アメリカでは州法によって州ごとの最低賃金を決めることもできるようになっています。現在は29州およびワシントン特別区の州最低賃金が連邦最低賃金を上っています。イギリスでは、所得格差の是正と貧困問題の解決を目的として、1999年から全国最低賃金制度が実施され、2016年には25歳以上の労働者を対象とする「全国生活賃金」が新たに作られました。2019年4月から「全国生活賃金」は時給8.21ポンド（約1,156円）に「全国最低賃金」は21歳から24歳が7.7ポンド、18歳から20歳が6.15ポンド、18歳未満が4.35ポンドとなっています。また、フランスでは当初、地域別に最大20%の減額が認められていたものの、その後、地域別減額を廃止しました。ドイツは、長年法定最低賃金制度を持たない国でしたが、2015年に法定最低賃金制度を導入し、地域別の最低賃金制度は採用していません。

(2) 全国一律最低賃金制で地域間格差是正を

最低賃金が低い地域は賃金が低いのが実態です。特にパートやアルバイトなど時間給で働く人の賃金は、最低賃金に非常に大きな影響を受けます。最低賃金近傍で働くパート労働者は2008年から2014年までに85万人（16.5%）増えています。この増加は一般労働者の約7倍です。最低賃金を上げない限り賃金は底上げされません。また、最低賃金と人口の流出も強い関係にあり、最低賃金が低い地方から高い都市部へと人が流れていることは明らかです。最低賃金の高い東京、千葉、神奈川、埼玉、あるいは、愛知、大阪、福岡などに人口が移動しています。

その結果、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が固定、拡大されて、「国民経済の健全な発展に寄与する」という最低賃金法の目的に反しています。人口が都市部に流出する地方では、最低賃金の格差是正は喫緊の課題であるという認識が高まり、全国294

自治体の議会で、全国一律最賃制を求める意見書が採択されています。秋田では県内の80%にあたる20自治体で決議が上がっています。前福井県知事の西川一誠氏は、「同じ全国チェーンのコンビニの賃金が異なっていることに強い違和感を覚える。全国一律にすべき。これによって企業がつぶれる事はない」と述べています（「毎日新聞」2018年11月9日付）。全国知事会も、地域経済の好循環の拡大に向けて最低賃金の地域間格差を是正するよう国に要請を上げています。また、地域別最賃が弊害となり、今年4月から施行された「改正」入管法により増加が予想される外国からの移住労働者が、最低賃金の低い地方に定着しないことが社会問題となりました。

2019年度地域別最低賃金

ランク	都道府県	改定額	引き上げ額	目安比較	ランク	都道府県	改定額	引き上げ額	目安比較	ランク	都道府県	改定額	引き上げ額	目安比較
C	北海道	861	26		C	石川	832	26		C	岡山	833	26	
D	青森	790	28	+2	C	福井	829	26		B	広島	871	27	
D	岩手	790	28	+2	B	山梨	837	27		C	山口	829	27	+1
C	宮城	824	26		B	長野	848	27		C	徳島	793	27	+1
D	秋田	790	28	+2	C	岐阜	851	26		C	香川	818	26	
D	山形	790	27	+1	B	静岡	885	27		D	愛媛	790	26	
D	福島	798	26		A	愛知	926	28		D	高知	790	28	+2
B	茨城	849	27		B	三重	873	27		C	福岡	841	27	+1
B	栃木	853	27		B	滋賀	866	27		D	佐賀	790	28	+2
C	群馬	835	26		B	京都	909	27		D	長崎	790	28	+2
A	埼玉	926	28		A	大阪	964	28		D	熊本	790	28	+2
A	千葉	923	28		B	兵庫	899	28	+1	D	大分	790	28	+2
A	東京	1013	28		C	奈良	837	26		D	宮崎	790	28	+2
A	神奈川	1011	28		C	和歌山	830	27	+1	D	鹿児島	790	29	+3
C	新潟	830	27	+1	D	鳥取	790	28	+2	D	沖縄	790	28	+2
B	富山	848	27		D	島根	790	26		全国平均		901	27	

4. 今こそ中小企業を支える支援策を

最低賃金の抜本的な引き上げは、中長期的には中小企業の経営に好循環を生み出すことになりませんが、当面は、経営に対して一定の負担を求めることになり。アメリカ各州や韓国では、一定の規模以下の企業に対して社会保険料等の減免が行われています。日本でも中小零細企業に対して、政府の責任による特別の支援策が必要です。私たちは、最低賃金の

抜本的な引き上げ、全国一律制の確立をすすめるため、①直接的な資金支援、②社会保険料・税の負担軽減策、③下請け単価の切り下げ規制など公正取引ルールの確立、④実効ある公契約条例の確立、⑤地域における雇用や仕事量の確保策——などを柱に議論をすすめていくこととしています。

最低賃金引き上げのための中小企業支援策(単位:億円)

国(実施時期・期間)	具体的支援策	金額
フランス(2019年度予定)	社会保険料の事業主負担の軽減	25,200
韓国(2017年から5年間)	中小企業向け人件費支援など	9,800
アメリカ(2017年~2011年)	中小企業向け減税額	8,800
日本(2013年~2015年)	中小企業への業務改善助成金の執行額	87

5. 最低賃金引き上げは経済波及効果あり

最低賃金引き上げは経済波及効果が期待できます。2016年の労働総研による産業連関表を活用した、最低賃金を1,500円に上げた場合の都道府県別経済効果試算では、「秋田県では消費需要が1,122億円増え、その需要を取り込む形で地元企業の収入が増え、地域内経済循環が改善される」としています。また、「最低賃金を大幅に引き上げると中小零細企業はつぶれてしまう」「働く場を失ってしまう」という声を聴きますが、この間の最低賃金引き上げによる失業率の増加に、相関性は見られません。日本弁護士連合会(日弁連)が2017年から2018年にかけて青森県、鳥取県で行った経営者協会などへの聞き取り調査では、「最賃が上がったことで会社がつぶれている状況にはない」と報告されています。最低賃金の大幅引き上げと全国一律化は、地域が元気になっていく方向に経済の流れを変えることを可能にします。

6. コロナ禍だからこそ、「8時間働いたらだれもが普通の暮らし」の実現を!

「不況だから」と、最低賃金を凍結や抑制するのではなく、大幅に引き上げることが、コロナ禍収束後の景気回復に必須の条件となります。そして、地域間格差を解消することが、だれでもどこでも安心して生活できる日本を築いていく上で必要です。特に地方・地域に集中する中小企業零細企業を元気にしなければ、地方・地域の経済は回復しません。

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛によって、雇用が脅かされ、収入が激減した低賃金労働者や非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。その深刻さは、2008年のリーマンショックを上回り、世界恐慌に匹敵するともいわれています。特に新型コロナウイルスの蔓延にあって、国民の暮らしを支え続ける*エッセンシャル・ワーク(*絶対不可欠な仕事)の重要性が注目されていますが、その労働現場では、多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えており、不安定な雇用による失業への恐怖と、蓄えがない世帯への収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖とのたたかいとなっています。その背景には、非正規雇用労働者の拡大、不安定雇用による

よる将来不安、低賃金の蔓延による格差と貧困がかつてなく進行している根深さがあります。コロナ禍が終結するまでの労働者への賃金・収入の補償が喫緊の課題です。コロナ禍の経済悪化からの復興は、長期とならざるを得ません。それだけに一時的な手当だけでなく、すべての労小津者・国民の生活が持続可能となる手当として、最低賃金の改善による賃金格差の是正と底上げが必要です。

また、最低賃金近傍で働く労働者は、低賃金であるために、ダブル・トリプルワークの長時間労働で生活を支える人も少なくありません。とりわけ若者の雇用分野では、残業代込みの賃金、いわゆる「固定残業代」と呼ばれる賃金体系が常識となっていて、残業が当然のこととなっています。多くの労働者は、「労働時間は短い方がいい」「できれば残業はしたくない」と考えるでしょう。しかし、今の日本はそれに逆行する実態にあります。最低賃金の大幅引き上げで働く時間も短くできます。仕事の後に十分体を休めて翌日の仕事に備えることもできます。自分の自由に使える時間を増やすことができます。日本でもようやく最低賃金に注目が集まり始めています。最低賃金はパートやアルバイトなど時間給で働く人だけの問題ではありません。日給制や月給制、歩合制で働く人も、それぞれ時間給に換算したら最低賃金ギリギリというケースもありますし、高卒初任給が最低賃金を下回るケースもあります。「8時間働いたらだれもが普通のくらしができる」というあたりまえの要求を実現するために、さまざまな人が声を上げることを呼びかけます。

最低賃金より低い賃金は違法です。あなたの賃金をチェックしてみましょう！

時間給の方 そのままの金額で比較 _____円
日給の方 _____円 = 日給 ÷ 1 日の*所定労働時間(*定められている 1 日の労働時間)
月給の方 _____円 = *月給(*残業代や通勤手当、扶養手当などの諸手当を除いたもの) ÷ 1 か月の*平均所定内労働時間(*年間の労働時間が決められていれば、その月平均)
歩合制(出来高払い)の方 _____円 = *歩合給(*賃金から時間外などの割り増し分を除いたもの) ÷ 1 か月の総労働時間